スポーツ関係行事の共催及び後援に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人長野県スポーツ協会(以下「県スポ協」という。)がスポーツ関係行事を共催し又は後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 行事 講演会、講習会、競技会等の集会又は催しものをいう。
 - (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
 - (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(審査基準)

- 第3条 共催し又は後援する行事は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。
 - (1) 主催者についての基準
 - ア 国又は地方公共団体が主催するもの
 - イ 県スポ協加盟団体が主催するもの
 - ウ 産業経済団体、社会事業団体、文化事業団体、行政関連団体等公共的団体又はこれに準 ずる団体が主催するもの
 - (2) 行事内容についての基準
 - ア 行事の内容が明らかにスポーツの普及・振興及び競技力の向上に寄与するものであって、公益性が認められ、かつ営利を目的としないものであること。
 - イ 政治活動、宗教活動等と認められないものであること。
 - ウ 行事の範囲が、県郡市等規模以上にわたるものであること。
 - (3) その他の基準
 - ア 主催者の存在が明確であること。
 - イ 行事計画が明確で、主催者の行事遂行能力が充分あると判断されるものであること。
 - ウ 行事関係者が、社会的信用のある者であること。
 - エ 開催、開設の場所は、公衆衛生、災害防止について充分な設備及び措置が講ぜられていること。
 - オ 入場料、参加料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について充分配慮がなされており、いやしくも営利事業的なものでないこと。
 - カ 過去に共催し又は後援した者にあっては、承認の条件を履行しているものであること。

(手続)

第4条 共催又は後援を申請しようとする者は、行事(大会)共催・後援承認申請書(様式1)

を原則として行事の開催前20日までに、県スポ協へ提出するものとする。

- 2 共催又は後援の取り消しをしようとするときは、理由を明記した文書で行わなければならない。
- 3 共催又は後援の承認を受けた者は、行事終了後1ヶ月以内に、行事(大会)共催・後援実施報告書(様式2)を提出しなければならない。

附則

- 1 この制度は、平成11年8月17日に、制定する。
- 2 平成22年3月5日一部改定
- 3 平成24年4月1日一部改定
- 4 平成31年4月1日一部改定
- 5 令和2年8月1日一部改定

行事 (大会) 共催・後援承認申請書

番号

令和 年 月 日

公益財団法人長野県スポーツ協会 理 事 長 様

申請者名	団体名		
	役	職	
	代表者名		印
	担当者連絡先		

下記の行事(大会)について、 共催 ・ 後援 の承認を受けたいので申請いたします。

記

行事(大会) 名 称		
開催期日		
開催場所		
予定参加人員	大 会 役 員	名
	競 技 役 員	名
	選手・監督・コーチ等	名
	観客 · 応援 者	名
	その他	名
	合計	名

添付書類 *開催要項又は事業実施計画書

- *申請団体役員名簿(県スポ協加盟団体以外の場合のみ添付)
- *大会収支予算書(県スポ協加盟団体以外の場合のみ添付)
- *行事(大会)における新型コロナウイルス感染症予防策の内容
- *行事(大会)の新型コロナウイルス感染症に係る開催可否の判断時期及び判断基準

行事(大会)共催・後援実施報告書

番号 令和 年 月 日

公益財団法人長野県スポーツ協会 理 事 長 様

申請者名	団体名		
	役	職	
	代表者名		印
	担当者連絡先		

令和 年 月 日付け 長スポ協第 号で承認のありました行事 (大会) について、下記のとおり報告いたします。

記

行事(大会) 名 称		
開催期日		
開催場所		
参加人員	大 会 役 員	名
	競 技 役 員	名
	選手・監督・コーチ等	名
	観客・応援者	名
	その他	名
	合計	名

添付書類 *大会結果、パンフレット等の実施がわかる資料

*大会収支決算書(県スポ協加盟団体以外の場合のみ添付)